

1. WEBページ作成時の注意

WEBページの作成に当たり、そこで用いられる文字情報や画像、音楽などを、全て自分自身が作成したものであれば特に問題はありませんが、他人の著作物を利用する場合は著作権法上の問題に留意しなければなりません。

著作権法第30条の規定により私的使用目的の複製は許容されていますが、WEBページに他人の著作物を利用することは、公衆に提供する状態に置くことであり、私的使用目的の複製の範囲を超えるものになると考えられます。

したがって、自己の設定したWEBページに情報を蓄積することについて「複製」(及び「送信可能化」)の許諾及びリクエストに応じて公衆に発信することについての「公衆送信」の許諾を権利者から得る必要がでてきます。

なお、アニメのキャラクターなどは美術の著作物として保護されており、また、著作権法の対象ではないとしても、人の肖像を使用する場合には、人格権保護の観点から判例上認められてきている肖像権(芸能人やスポーツ選手などの有名人の場合はその経済的価値に着目して特に「パブリシティ権」と呼ばれています)に配慮しなければなりません。

また、インターネットにおいて当該WEBページの住所を示すドメイン名について、米国などでは、商標登録者がその商標に類似のドメイン名の使用差し止めや取り消しを求める訴訟が提起されている状況もあり、この点への注意も必要です。